滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第１号

地方自治法第 199 条第１項及び第４項の規定に基づく定例監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年 10 月９日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員　　若林　忠彦

監査委員　　佐藤　健司

別紙

１　監査の実施日　　令和８年８月 27 日（木）

２　監査の実施場所　　滋賀県厚生会館３階　滋賀県市長会会議室

３　監査の実施方針

本監査は、令和８年度監査計画に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ網羅的に行われているかどうかを主眼として、地方自治法第 199 条第１項及び第４項の規定に基づき、監査を実施した。

４　監査の対象年度

令和７年度執行分

５　監査の方法

提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、例月出納検査の結果を踏まえつつ、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施した。

６　監査の結果

（１）指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はなかった。

（２）指導事項

監査の結果、財務に関する留意改善事項や、合理的な事務の執行について指導した事項はなかった。

（３）意見

１　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の支援強化について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、各市町の地域特性を十分に考慮した事業の質の向上及び事業の拡大を図るため、広域連合は、研修会や意見交換会の開催等に加え、市町における保健事業の取り組み状況の把握・分析、並びに課題に応じた個別の指導助言を行うなど、きめ細かな支援体制の強化を図られたい。

２　安定的な制度運営について

昨今の物価高及び人件費の上昇による医療費の増加が懸念される中、今後の制度運営においては、年齢到達により制度加入した団塊の世代の高齢化や、現役世代人口の減少、世帯構成の変化に伴う自宅療養者の減少など医療費を巡る様々な課題が懸念される。

医療費の推移や国の制度改正等の動向、保険料の賦課収納状況などを常に注視し、これらの変化に即時適切に対応できるよう、給付費等準備基金や県財政安定化基金等の財源も活用しながら、先の状況に備えた安定的な制度運営に努められたい。

３　丁寧な周知広報等について

令和８、９年度にかけて実施される高額療養費の自己負担限度額の見直しや、保険料としての子ども・子育て支援金の徴収開始、マイナ保険証への移行に伴う資格確認書の暫定的な運用の一部終了など、相次ぐ大規模制度改正の影響により、近年、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は大きく変化し続けており、制度に関する周知広報等において、団塊の世代の制度加入による被保険者数の増加により、多様化する被保険者の個々の事情に配慮した、これまで以上の工夫が必要とされる状況にある。

そのような中で、被保険者や医療従事者に混乱を生じさせないよう、直近の状況や、後期高齢者医療制度そのものについて、個々の事情に配慮した丁寧な周知広報やきめ細かな説明対応に努められたい。

４　委託業務を効果検証するための基準・指標の設定について

重複・頻回受診者訪問指導事業をはじめとする、滋賀県国民健康保険団体連合会への委託業務に関して、広域連合としての、評価基準や指標を設定し、委託業務に対する効果測定・分析を行うことにより、事業の成果を検証するよう

努められたい。

５　電算システム関係経費に係るコスト最適化に向けた取組みについて

電算システム関係経費について、今後様々な要因により、コストの上昇が見込まれる中、自助努力によりコストを抑えることに限りはあるとしても、広域連合においては、通信料のプラン見直しなど可能な範囲でコストを最適化させるための工夫、検討に努められたい。

また、システム運営経費の今後の動向を注視し、その中で適宜コストを意識した必要な取組みを進められたい。

６　積極的な資金運用の実施について

昨今の金利の上昇傾向により、金融機関が設定する預金の運用利率も急上昇している。日々多額の現金を取り扱う広域連合においても、医療費の動向や資金の収支見込、金利の状況等を的確に見極めたうえで、可能な限り運用することにより、積極的に運用利息を確保されるよう努められたい。